

入札のお知らせ

次のとおり秋田駅東西連絡自由通路等自家用電気工作物保安管理業務委託に係る公募型指名競争入札を実施するので、入札参加希望者を公募する。

平成30年1月10日

秋田市長 穂積 志

1 入札に関する日程

(1) 入札参加申込の受付期間

平成30年1月10日（水）から平成30年1月25日（木）午後3時まで

(2) 入札日時

平成30年2月1日（木）午前11時

2 入札に付する事項

(1) 入札に付する業務委託は次のとおり。

ア 件名 プラ管第5号 秋田駅東西連絡自由通路等自家用電気工作物保安管理業務委託

イ 履行場所 秋田市檜山字長沼27番地3ほか（秋田駅東西連絡自由通路および秋田駅東口駅前広場）

ウ 履行期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

(2) 次のすべての事項を満たすことを入札参加要件とする。

ア 秋田市内に事業所（本社または支店・営業所）を有する者であること。

イ 本件の仕様書および金抜き設計書で定める業務の履行に必要な電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条に定める電気主任技術者の免状の交付を受けた者がいること。

ウ 過去2年間に市、国（特殊法人等を含む）または他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。

エ 市税に滞納がないこと。

オ 秋田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員または暴力団と密接な関係を有する者でないこと。

カ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

キ 本市の指名停止期間中または入札参加資格停止期間中の者でないこと。

3 業務委託の仕様書等の閲覧に関する事項

秋田市民交流プラザ管理室のホームページから入手すること。ホームページのURLは、<http://www.alve.jp/archive/news/956>

4 入札に関する事項

- (1) 日時 平成30年2月1日（木）午前11時
- (2) 場所 秋田拠点センターアルヴェ1階音楽交流室D
- (3) 入札保証金は免除する。
- (4) 契約締結期限 平成30年2月7日（水）まで
- (5) 注意事項

ア 秋田市財務規則を遵守のうえ入札に参加すること。

イ 代表者が入札行為の権限を代理人へ委任する場合は、入札時に委任状を提出すること。なお、入札書には代理人の印を押印すること。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書には3年間の合計金額（税抜）を記載すること。

エ 予定価格の10分の6以上の範囲で最低制限価格を設定する。最低制限価格より低い入札をした者については落札者とししないものとし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

オ 開札の結果、落札者がいないときは直ちに再度の入札を行う。なお、再度の入札は1回に限り行う。

カ 落札者となるべき同価の入札が複数あったときは、直ちにくじにより落札者を決定する。この場合において、当該入札者はくじを辞退することはできないこととする。なお、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

キ 地方自治法第234条第3項ただし書きの規定により、調査を実施し、落札者を決定する場合がある。

ク 落札決定後の辞退はできないこととする。

(6) 入札時に持参するもの

ア 入札参加に係る指名通知（秋田市民交流プラザ管理室から送付したもの）

イ 入札書および入札に使用する印鑑（代理人の場合は代理人の使用印鑑）

ウ 委任状（代理人が入札する場合に必要）

※ 入札書および委任状は秋田市民交流プラザ管理室のホームページから入手すること。（<http://www.alve.jp/archive/news/956>）

(7) 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 入札に参加する資格のない者の入札

イ 入札に関し、不正行為があった場合の入札

ウ その他指定した以外の方法による入札

5 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札参加希望者は、受付期間内に次に掲げる書類（以下「申込書等一式」という。）を受付場所へ提出し、入札参加資格の審査を受けること。

(2) 必要な書類（各1部）

ア 入札参加申込書

イ 法人が申し込む場合は、法人登記簿（履歴事項全部証明書）の写し。個人が申し込む場合は、住民票の写し。

ウ 秋田市へ納付すべき市税に未納がない納税証明書（完納証明書）

エ 誓約書

オ 上記2(2)ウで定める契約実績を確認できる契約書等の写し

カ 本件の仕様書および金抜き設計書で定める業務の履行に必要な電気主任技術者の免状の交付を受けた者がいることを証明できる文書の写し。

※ 上記ア・エについては、秋田市民交流プラザ管理室のホームページから入手すること。（<http://www.alve.jp/archive/news/956>）

※ 上記イ・ウについては、入札参加申込日から3か月以内に発行されたものを提出すること。

(3) 指名および非指名通知について

入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知を行う。

なお、審査結果により指名されない場合、その者には非指名通知によりその旨を通知する。（いずれも、平成30年1月31日（水）までに電子メール等により通知する。）

(4) 申込書等一式の受付について

ア 受付期間

平成30年1月10日（水）から平成30年1月25日（木）まで（ただし、土曜、日曜を除く）

イ 受付時間

午前9時から午後5時まで。ただし、受付期間最終日の受付時間は、午後3時までとする。

ウ 受付場所

秋田市民交流プラザ管理室（秋田拠点センターアルヴェ公共棟1階）

エ 提出方法

申込書等一式は受付場所へ持参するものとし、郵送、電話、ファクシミリ、電子メール等による受付は行わない。

6 その他

(1) 本件は3年間の長期継続契約であるが、契約期間中において歳入歳出予算の契約金額について減額または削除があった場合等必要があるときは、この契約を変更または解除することがあることを了承のうえ、入札に参加すること。

(2) 本文書に定めのない事項は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、秋田市財務規則(昭和40年秋田市規則第6号)、その他関係法令の定めるところによる。

(3) 申込みに係る費用は、申込者の負担とする。

(4) 提出された申込書等一式は返却しない。

(5) 問合せ先

秋田市役所観光文化スポーツ部 秋田市民交流プラザ管理室
施設管理担当 川村、工藤（電話018-887-5310）